

家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準(案)

(第5回子ども・子育て会議資料)

山武市子育て支援課

1 家庭的保育事業等とは

家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度において市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けられました。地域型保育事業は、市町村の財政支援(地域型保育給付)の対象として、多様な施設や事業の中から、利用者が選択できる仕組みです。

原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児が対象となる事業であり、定員数や保育の実施場所等により、下記の表のとおり4つに分類されます。

特徴は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援できることです。

事業	規模	場所	実施主体
家庭的保育事業	5人以下	家庭的保育者の居宅等の様々なスペース	市町村、民間事業主等
小規模保育事業	A型(保育所分園に近い類型)	多様なスペース	市町村、民間事業主等
	B型(中間的な類型)		
	C型(家庭的保育に近い類型)		
事業所内保育事業	様々(数人～数十人程度)	事業所その他様々なスペース	事業主等
居宅訪問型保育事業	1対1が基本	利用する保護者・子どもの居宅	市町村、民間事業主等

2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定について

子ども・子育て支援新制度においては、施設・事業が給付による財政支援の対象となるためには、認可を受ける必要があります。家庭的保育事業等の場合、認可権者は市町村となります。

山武市においては、新制度に基づき事業を行う場合、山武市の認可を受ける必要があります。認可基準は、国の定めた「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)」をもとに、市町村が条例を制定します。なお、このこの厚生労働省令は、従うべき基準と参酌すべき基準があり、それぞれの区分に従い定めることとなります。また、詳細な運用等に関しては、市町村が別に定める規則や要綱等で定めることとなります。

	参酌すべき基準	従うべき基準
法的効果	○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない	○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される
備考	「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任 ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法となる	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒ 基準の範囲を超える場合は違法となる

○以下は、国の検討状況等を参考に作成した国の基準(案)とそれに対する市の方針(案)です。

No.	事項	国の基準	従うor参酌	市の方針(案)	市の考え方
各家庭的保育事業等に共通の事項					
1	一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重し、運営を行わなければならない ・地域社会との交流及び連携を図り、保護者や地域社会に対し、事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない ・自らの保育の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない ・定期的に外部による評価を受けて、結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。 ・法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない(居宅訪問型保育事業所を除く) ・構造設備は、採光、換気等乳幼児の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない(居宅訪問型保育事業所を除く) 	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
2	保育所等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く)は乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない 	従う	国に従う	
3	非常災害	<ul style="list-style-type: none"> ・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をするように努めなければならない(居宅訪問型保育事業者を除く) ・避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない 	参酌	国に従う	
4	職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない 	参酌	国に従う	
5	職員の知識及び技能の向上等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない ・事業者等は、職員に対し、資質の向上のため研修の機会を確保しなければならない 	参酌	国に従う	
6	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該事業所等の設備及び職員の一部を兼ねることができる 	参酌	国に従う	
		<ul style="list-style-type: none"> ※ただし、保育室及び各事業所に特有の設備や、乳幼児の保育に直接従事する職員については、兼ねることができない 	従う	国に従う	
7	平等に取り扱う原則	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない 	従う	国に従う	
8	虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない 	従う	国に従う	
9	懲戒に係る権限の濫用禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等は、乳幼児に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない 	従う	国に従う	

10	衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する設備・食器等・飲用水については、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない(居宅訪問型保育事業者を除く) ・事業所等で、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない(居宅訪問型保育事業者を除く) ・必要な医薬品その他の医療品を備え、適正な管理を行わなければならない ・居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない ・居宅訪問型保育事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない 	参酌	国に従う	
11	食事	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児に食事を提供するときは、事業所等内で調理する方法により行なわなければならない(居宅訪問型保育事業者を除く) ※事業者等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。 ・乳幼児に食事を提供するときは、献立は、できる限り変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない ・食品の種類及び調理方法は、栄養や乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない ・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない ・乳幼児の健康な生活の基本として、食を営む力の育成に努めなければならない(居宅訪問型保育事業者を除く) 	従う	国に従う	
12	食事の提供の特例	<p>次に掲げる要件を満たす事業者等は、搬入施設において、調理し搬入する方法で食事を提供することができる。この場合であっても、必要な調理機能を有する設備(加熱・保存等)を備えなければならない(居宅訪問型保育事業所を除く)</p> <p>【搬入施設からの食事の提供が可能な事業者等の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①乳幼児に対する食事の提供の責任は事業者等にあり、管理者が、衛生面・栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること ②事業者等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点から指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること ③調理業務の受託者を、給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理義務を適切に遂行できる能力を有する者とする ④年齢・発達段階・健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー・アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、食事の内容・回数及び時機に適切に応じることができること。 ⑤食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること <p>【搬入施設の対象となる施設】 連携施設、同一又は関連法人が運営する小規模保育事業等を行う事業所、社会福祉施設等</p>	従う	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
13	乳幼児及び職員の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない ・利用開始前に児童相談所等で行われた健康診断が、利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当する場合は、省略できる(事業者等による結果の把握は必須) ・健康診断をした医師は、必要な事項を母子健康手帳等に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は解除又は停止等必要な手続をとることを、事業者等に勧告しなければならない(※以上3項目は居宅訪問型保育事業者を除く) ・職員の健康診断は、特に食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。 	参酌	国に従う	

14	内部の規程	次の事業運営上の重要事項について規程を定めなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 ⑦事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
15	帳簿	事業所には、職員、財産、収支及び乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない	参酌	国に従う	
16	秘密保持等	・職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た乳幼児又は家族の秘密を漏らしてはならない ・職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た乳幼児又は家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じなければならない。	従う	国に従う	
17	苦情への対応	・保育に関する乳幼児又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない ・保育に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行わなければならない	参酌	国に従う	
家庭的保育事業					
18	設備の基準(居室等)	・保育を行う専用の部屋(9.9㎡以上(保育する乳幼児が3人を超える場合には1人につき3.3㎡以上を加えた面積)を設ける	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
19	設備の基準(屋外遊戯場)	・同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(満二歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。代替地も可)があること	参酌	国に従う	
20	設備の基準(その他)	・衛生的な調理設備及び便所を設けること ・乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること ・火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること	参酌 (調理設備は従う)	国に従う	
21	職員(配置)	・家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない ・調理業務の全部を委託する場合又は、搬入施設から食事を搬入する場合、調理員を置かないことができる	従う	国に従う	

22	職員(保育従事者)	家庭的保育者(家庭的保育補助者) ・家庭的保育者とは、①市町村長が行う研修を修了した保育士、又は②市町村長が行う研修を修了した、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者であって、保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者であり、かつ、児童福祉法第18条の5各号及び同法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者 ・家庭的保育補助者(市町村長が行う研修を修了した者であって、家庭的保育を補助するもの)も従事することができる ※市町村長が行う研修には、市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む	従う	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
23	職員(職員数)	・家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は3人以下 ・家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下	従う	国に従う	
24	保育時間	・保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定める(小規模保育、居宅訪問型保育、事務所内保育も同様)	参酌	国に従う	
25	保育の内容	・家庭的保育事業者は、保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない(小規模保育、居宅訪問型保育、事務所内保育も同様)	従う	国に従う	
26	保護者との連絡	・常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない	参酌	国に従う	
小規模保育事業 小規模保育事業所A型					
27	設備の基準(居室等)	・乳児又は満2歳に満たない幼児 乳児室又はほふく室(1人につき3.3㎡以上)を設けること 保育に必要な用具を備えること ・満2歳以上の幼児 保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上)を設けること 保育に必要な用具を備えること	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
28	設備の基準(屋外遊戯場等)	・満2歳以上の幼児 屋外遊戯場(1人につき3.3㎡以上)(代替地含む)を設けること	参酌	国に従う	
29	設備の基準(その他)	・乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっていること ・調理設備及び便所を設けること	参酌 (調理設備は従う)	国に従う	
30	職員(配置)	・保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない ・調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる	従う	国に従う	
31	職員(保育従事者)	保育士 ※保育士の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる	従う	国に従う	

32	職員(職員数)	・保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする ①乳児 おおむね 3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人に1人	従う	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
33	保育時間	・家庭的保育と同様	参酌	国に従う	
34	保育の内容	・家庭的保育と同様	従う	国に従う	
35	保護者との連携	・家庭的保育と同様	参酌	国に従う	
36	利用定員	・6人以上19人以下	従う	国に従う	
小規模保育事業 小規模保育事業所B型					
37	設備の基準(居室等)	・Aに同じ	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
38	設備の基準(屋外遊戯場等)	・Aに同じ	参酌	国に従う	
39	設備の基準(その他)	・Aに同じ	参酌 (調理設備は従う)	国に従う	
40	職員(配置)	・保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない ・調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる	従う	国に従う	
41	職員(保育従事者)	①保育士、②その他保育に従事する職員 ※その他保育に従事する職員は、市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した者 ※保育士の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる	従う	国に従う	
42	職員(職員数)	・保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数は保育士とする ①乳児 おおむね 3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人に1人	従う	国に従う	
43	保育時間	・家庭的保育と同様	参酌	国に従う	
44	保育の内容	・家庭的保育と同様	従う	国に従う	

45	保護者との連携	・家庭的保育と同様	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
46	利用定員	・6人以上19人以下	従う	国に従う	
小規模保育事業 小規模保育事業所C型					
47	設備の基準(居室等)	・乳児又は満2歳に満たない幼児 乳児室又はほふく室(1人につき3.3㎡以上)を設けること 保育に必要な用具を備えること ・満2歳以上の幼児 保育室又は遊戯室(1人につき3.3㎡以上)を設けること 保育に必要な用具を備えること	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
48	設備の基準(屋外遊戯場)	・満2歳以上の幼児 屋外遊戯場(1人につき3.3㎡以上)(代替地含む。)を設ける	参酌	国に従う	
49	設備の基準(その他)	・Aに同じ	参酌 (調理設備は従う)	国に従う	
50	職員(配置)	・家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない ・調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる	従う	国に従う	
51	職員(保育従事者)	家庭的保育者(家庭的保育補助者) ・家庭的保育者とは、①市町村長が行う研修を修了した保育士、又は②市町村長が行う研修を修了した、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者であつて、保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者であり、かつ、児童福祉法第18条の5各号及び同法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者 ・家庭的保育補助者(市町村長が行う研修を修了した者であつて、家庭的保育を補助するもの)も従事することができる ※市町村長が行う研修には、市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む	従う	国に従う	
52	職員(職員数)	・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする ・家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする	従う	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
53	保育時間	・家庭的保育と同様	参酌	国に従う	
54	保育の内容	・家庭的保育と同様	従う	国に従う	
55	保護者との連携	・家庭的保育と同様	参酌	国に従う	
56	利用定員	・6人以上10人以下	従う	国に従う	

居宅訪問型保育事業					
57	居宅訪問型保育事業	①障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育を著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ③児童福祉法第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育 ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要があると市町村が認める乳幼児に対する保育 ⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育	従う	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
58	設備及び備品	・事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設け、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない	参酌	国に従う	
59	職員	・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする	従う	国に従う	
60	居宅訪問型保育の連携施設	・保育を行う乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設を適切に確保しなければならない ・離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認める居宅訪問型保育事業者については、この限りではない	従う	国に従う	
61	保育時間	・家庭的保育と同様	参酌	国に従う	
62	保育の内容	・家庭的保育と同様	従う	国に従う	
63	保護者との連携	・家庭的保育と同様	参酌	国に従う	
事業者内保育事業					
64	利用定員	・利用定員数に対するその他の乳児又は幼児の数 (利用定員) (その他) (利用定員) (その他) 1～5人 1人 26～30人 7人 6～7人 2人 31～40人 10人 8～10人 3人 41～50人 12人 11～15人 4人 51～60人 15人 16～20人 5人 61～70人 20人 21～25人 6人 71人以上 20人	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため

65	設備の基準(居室等)	<p>【保育所型事業所内保育事業所(利用定員20人以上のもの)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児又は満2歳に満たない幼児 <p>乳児室(1人につき1.65㎡以上)又はほふく室(1人につき3.3㎡以上)を設けること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の幼児 <p>保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上)を設けること</p> <p>【小規模型事業所内保育事業所(利用定員19人以下のもの)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児又は満2歳に満たない幼児 <p>乳児室又はほふく室(1人につき3.3㎡以上)を設けること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の幼児 <p>保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上)を設けること</p> <p>※乳児室等には、保育に必要な用具を備えること</p>	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
66	設備の基準(屋外遊戯場)	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の幼児 <p>屋外遊戯室(代替地含む。1人につき3.3㎡以上)</p>	参酌	国に従う	
67	設備の基準(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが携わっているものとする ・医務室(保育所型事業所内保育事業所の2歳未満のみ)、調理室及び便所を設けること 	参酌 (調理室は従う)	国に従う	
68	職員(配置)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない ・小規模型事業所内保育事業所には、保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない ・調理業務の全部を委託する事業所や搬入施設から食事を搬入する事業所は調理員を置かないことができる 	従う	国に従う	
69	職員(保育従事者)	<p>【保育所型事業所内保育事業所】</p> <p>保育士</p> <p>※保育士の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる</p> <p>【小規模型事業所内保育事業所】</p> <p>①保育士、②その他保育に従事する職員</p> <p>※その他保育に従事する職員は、市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した者</p> <p>※保育士の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる</p>	従う	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
70	職員(職員数)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所型事業所内保育事業所の保育従事者数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数以上とし、かつ2人以上でなければならない(小規模型事業所内保育事業所にあつては、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする) ①乳児 おおむね 3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人に1人 	従う	国に従う	

71	保育時間	・家庭的保育と同様	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
72	保育の内容	・家庭的保育と同様	従う	国に従う	
73	保護者との連絡	・家庭的保育と同様	参酌	国に従う	
経過措置					
74	自園調理	・自園で調理を行っていない場合、省令の施行日から5年を経過する日までの間、食事の提供や調理員の規定について適用しないことができる	従う	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
75	連携施設	・連携施設の確保が著しく困難であって子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要で適切な支援を行うことができると市町村が認める場合、省令の施行日から5年を経過するまでの間、確保しないことができる	従う	国に従う	
76	小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員	・家庭的保育事業における家庭的保育者又は家庭的保育補助者は、省令の施行日から5年を経過する日までの間、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業における保育従事者とみなす	従う	国に従う	
77	小規模保育事業C型の利用定員	・小規模保育事業所C型にあつては、省令施行日から5年を経過する日までの間、利用定員を6～15人以下とすることができる	従う	国に従う	